

特集《ゲームの知財》

画像生成 AI サービスによる生成画像の 自社サービス（ソーシャルゲーム等）で の活用ポリシーの試案



一級知的財産管理技能士（コンテンツ&ブランド専門業務）
所属：株式会社オルトプラス 執行役員経営企画室長

高橋 有理可

要 約

画像生成 AI サービスの普及が目覚ましい昨今、その生成画像を自社の提供するソーシャルゲーム等の中で有効活用することを模索している事例も複数あるようである。画像生成 AI サービスによる権利侵害やその生成画像自体の権利の認否等、数多くの論点が縦横に絡み合う中、自社サービスの品質向上のために、無用な紛争化リスクは入念に回避しつつも AI 生成画像を存分に有効活用するためのポリシーの試案を作成した。AI 生成画像の「商用利用に関して」「第三者との紛争化リスクの回避に関して」「第三者による無断利用等への対抗措置に関して」の 3 項目に大別して、当該試案を考察・解説する。

目次

1. 緒言 (Introduction)
 1. 1 本稿の作成経緯
 1. 2 本目的
2. 実験材料および方法 (Materials and methods)
3. 結論 (Conclusions)
4. 考察 (Discussion)
 - A. 商用利用に関して
 - B. 第三者との紛争化リスクの回避に関して
 - C. 第三者による無断利用等への対抗措置に関して
5. 謝辞 (Acknowledgements)
6. 参考文献 (References)
7. 図表のキャプション (Figures and table captions)

1. 緒言 (Introduction)

1. 1 本稿の作成経緯

昨今、画像生成 AI サービスの普及が目覚ましい。

例として、比較的有名なものだけでも、Midjourney、Stable Diffusion、DALL・E2、Bing Image Creator、Adobe Firefly 及び Visual ChatGPT 等が存在する。これらのサービスは、日々インターネットメディアで話題を席卷している。

他方で、筆者が現在所属する企業は、ソーシャルゲームの開発・運営等を生業とするエンターテインメント&ソリューション企業である。

そして、同社の属するソーシャルゲーム関連業界では、画像生成 AI サービスによる生成画像（以下「AI 生成画像」という。）を自社の提供サービスの中で有効活用することを模索している事例が複数あると聞いている。

当該事例の多くは、AI 生成画像を提供サービスに於ける主要なキャラクター画像等に活用するというよりは、提供サービス内に於ける付带的・補助的な素材である背景画像等に活用することで、制作・開発コストを低減する

ことを企図したもののようである。

筆者は、より良いユーザー体験をより低コストで実現することは、筆者の所属企業を含めたソーシャルゲーム等提供企業の重要な使命のひとつであると考えている。そして、AI 生成画像の活用が、当該使命の一部を達成するための手段、即ち制作・開発コストの低減手段として有効なのであれば、大いにそれを推進すべきであるとも考えている。しかし、AI 生成画像の活用の結果として、無用な紛争等を引き起こす懸念が拭えないようでは、本末転倒である。

本稿では、以上の状況を踏まえ、AI 生成画像の有効活用について、次号の本目的のとおり整理したうえで、その活用ポリシーの試案（以下「本試案」という。）を、所属企業とは無関係に個人的に作成して公開する。そして是非とも、読者・識者各位の忌憚なき講評や、改善提案を頂けたらと願っている。

大変微力ではあるが、本稿の全部又は一部が AI 生成画像の有効活用に関する合理的なポリシーの確立と、ソーシャルゲーム関連業界の上記使命達成のための一助となれば、筆者としては望外の喜びである。

1. 2 本目的

本稿では、本目的を以下のとおり設定する。

(1) AI 生成画像の商用利用

AI 生成画像をそのまま又は改変して提供サービス内で商用利用し、コストを低減しつつ品質を維持管理することをはじめ、有効活用したい。

(2) 紛争化リスクの回避

前号で商用利用する AI 生成画像に関して第三者からの権利侵害等の警告等を発生させず、万一発生させてしまった場合にも、賠償請求や訴訟提起等を受けるリスク（以下、総称して「紛争化リスク」という。）を回避し、無用な対応コストの発生を最少化したい。

(3) 第三者による無断利用等への対抗措置

1. 2 (1) で商用利用する AI 生成画像を第三者に無断で利用等された場合に、当該第三者に対して有効な対抗措置を執りたい。

2. 実験材料および方法 (Materials and methods)

新規分野であることにも起因して限定的ではあるが、幾つかの参考書籍等を参照して論理を構築した。当該参考書籍等に関しては、引用文献の項に記載する。

なお、現時点では、本試案は飽くまでも試案に留まっている。実際の AI 生成画像利用企業に於いて本試案を適用し、その有効性の検証を実施するまでには至っていない。

3. 結論 (Conclusions)

次項の考察の結果、AI 生成画像の活用ポリシーとして以下の A. 乃至 C. を遵守することにより、本目的の達成が望めるであろうとの本試案に至った。

A. 商用利用に関して

A (1) 利用する画像生成 AI サービスの定める利用規約を遵守する。

B. 第三者との紛争化リスクの回避に関して

以下の B (1) 乃至 B (5) を全て充足する。

B (1) 第三者による既存のプロンプトをそのまま使用しない。

B (2) 既存の著作物及び著作者並びに商標及び意匠等を参考としてプロンプトに指定しない。

B (3) プロンプトの入力並びに AI 生成画像の選定及び改変結果の記録を日時を付して保存する。

B (4) 最終的に利用する AI 生成画像を類似画像検索によりインターネット上での調査を実施し、類似する先行著作物が見当たらなかった旨を示す調査結果の記録も日時を付して保存する。

- B (5) 第三者から権利侵害の警告が為された場合には、当該警告の内容を確認する。確認の結果、当該警告がデタラメである場合を除き、上記 B (1) 乃至 B (4) の努力にも拘らず、偶然類似してしまった可能性がある旨の警告を受領したが、自社に故意も過失も無い旨を説明のうえ、迅速に別の画像等に差し替える等の対応を行ない、最速での事態収拾を図る。
- C. 第三者による無断利用等への対抗措置に関して
- C (1) AI 生成画像に合理的な範囲で何らかの変更を施したうえで利用する。
- C (2) 第三者による AI 生成画像の無断使用を発見した場合、通常の著作権侵害への対抗措置と同様の措置を執る。

4. 考察 (Discussion)

A. 商用利用に関して

A (1) 利用する画像生成 AI サービスの定める利用規約を遵守する。

A (1) 1) 概要

AI 生成画像の商用利用及びその全部又は一部の改変の是非に関しては、当該画像生成 AI サービスの利用規約を遵守することに尽きる。

A (1) 2) 考察

a. 商用利用自体に関して

例えば Midjourney の利用規約には、直接的に「商用利用の範囲」をいった記載が為されているわけではないが、要約すると以下のような記述がある。

AI 生成画像の利用者は、これらの規定を遵守して利用することにより、画像生成 AI サービスの提供会社との無用な紛争化リスクを回避することが出来る。

a) 利用者が有料メンバーでない場合、Midjourney で作成したアセット (AI 生成画像) を所有出来ないが、代わりにクリエイティブ・コモンズ表示-非営利 4.0 国際 (CC BY-NC 4.0) に基づくライセンスを付与される。商用利用は出来ない。

b) 利用者が有料メンバーである場合、Midjourney で作成したアセットの全てを所有出来る。商用利用も可能である。なお、有料メンバー期間中に作成したアセットは、有料メンバーを辞めたあとも所有を継続出来る。

c) 特に年間総収益 1,000,000 米ドルを超える会社の役員又は雇用主である場合は、別途「プロ」メンバーシップを購入する必要がある。この場合、上記の通常有料メンバーとしての利用は出来ない。

なお、利用する画像生成 AI サービスによっては、利用の際に出典の明示を求めていることも有り得る。このような場合にも、当該規定を遵守すべきであろう。寧ろ、AI 生成画像を利用する自社サービス内で、ユーザーに無用な誤解等を与えないため、一部に画像生成 AI サービスを活用している旨を積極的に明示することも考えられる。

b. AI 生成画像の「著作権」に関する取り決めに関して

利用規約に、AI 生成画像の「著作権」に関する取り決めが存在する場合がある。上記の Midjourney の利用規約についても、AI 生成画像には著作権も発生している前提で規定されているように思われる。このような場合、当該「著作権」の取扱に関しても、利用規約に従い、逆に当該取り決めに反する利用は、回避すべきであると考えられる。

なお、上記で「著作権」と記載したのには、理由がある。それは、筆者が AI 生成画像自体には原則として著作権は発生せず、また発生させるべきではないと考えていることによる。このことについては、別途詳述する。

c. AI 生成画像の全部又は一部の改変に関して

現状では、AI 生成画像をそのまま一切改変せずに、提供サービス内で利用することは、提供サービス内の画像の統一感や品質確保を困難化するため、稀であると考えられる。

また、後述する第三者による AI 生成画像の無断利用への対抗措置に際して、当該改変が一定の有用性を発揮する可能性もある。即ち、仮に AI 生成画像自体には著作権が発生しないとしても、当該改変部分に関して著作権が発生するようであれば、後述する第三者による無断利用等への対応に際して、当該改変部分の著作権に基づく差止請求等も可能となるということである。換言すると、二次的著作物に於ける二次的創作に当たる部分の著作権者と

同様の動きが可能となるのである。

なお、AI 生成画像の変更の可否及び当該変更の内容の是非に関しては、当然に利用規約に従う必要がある。

B. 第三者との紛争化リスクの回避に関して

以下の B (1) 乃至 B (5) を全て充足する。

B (1) 第三者による既存のプロンプトをそのまま使用しない。

B (1) 1) 概要

プロンプト自体への著作権発生の可能性に加え、プロンプトの生成に特化した新たな職種が成立しているような状況も踏まえ、無用な問題の発生を未然に防ぐためにも、第三者が作成した既存のプロンプトをそのまま使用することは回避すべきであると考えられる。

B (1) 2) 考察

a. プロンプトとは

本稿が対象とする画像生成 AI サービスや文章生成 AI サービス等の所謂 Generative AI（コンテンツ生成 AI）に於いて、その目的とする生成物を得るために入力する指示文（テキストコマンド）のことである。コンテンツ生成 AI を効果的に活用するためには、指示文の適切性が不可欠である。当該適切性の確保は、特殊技能であることから、後述するようなプロンプト生成に特化した職種も成立しているようである。その他方で、インターネット上には、数多くのプロンプトが幅広く公開され、流通している状況もある。

また、特に我が国では、このプロンプトについて、AI 生成画像を喚び出すための「呪文」と称する場合もある。具体的なプロンプトは、例えば、筆者の作による以下のような指示文である。

/imagine prompt: A photographic scenery, in Levallois-perret France, around the year 2010 Anno Bastardi, at silent winter-night, bends of flowers, trees and a big palm-tree, and tiled rest-area with a bench are centered, round-shaped large park surrounded by shops, offices, a hotel and apartments, some dark figures walking out there.

なお、一部では、このプロンプトを、利用する画像生成 AI とは別の文章生成 AI（ChatGPT 等）に作成させる、という取組もあるようである。

さて、筆者による上記プロンプトにより出力した AI 生成画像の例※は、以下の図表 01 及び 02 のとおりである。

※諸般の事情により、Midjourney と類似の画像生成 AI である Bing Image Creator を利用して出力した。経験上、Midjourney に於いても、上記プロンプトの入力によって基本的には同種・同等の画像が出力されるものと認識している。

なお、上記プロンプトは、筆者に所縁のある街の情景、及び筆者自身が当時現地で撮影した写真のひとつを思い浮かべて作成した。当該当時の写真は、以下の図表 03 のとおりである。

図表 01 及び 02 の出力結果は、勿論完璧なものにはなり得ない。筆者によるプロンプトの拙さの悪影響もあるだろう。しかし、逆に筆者のプロンプトに含まれる適当な情報だけで図表 03 にこれほど類似した情景を出力してくれるのだから、本当に恐れ入る。いかがだろうか。

b. プロンプトと AI 生成画像は別物

プロンプトと AI 生成画像は、別物である。

上記のとおりプロンプトは、AI 生成画像を得るために必要な指示文である。

プロンプトと AI 生成画像の関係は、カメラマンに写真撮影を委託する際の指示書と納品される写真の関係である。

当該指示書とカメラマンから納品される写真は、同一のものとは言えず、別物である。

また、上記で提示した筆者によるプロンプトと、当該プロンプトにより生成された AI 生成画像も、同じくどう考えても別物である。

以上を踏まえ、プロンプトと当該プロンプトにより出力された AI 生成画像には、それぞれ独立した権利が発生し得るという点について、留意しておく必要がある。



図表 01 AI 生成画像「Levallois-Perret」4点生成



図表 02 AI 生成画像「Levallois-Perret」1点選択



図表 03 着想元写真「Levallois-Perret」

c. プロンプト自体の著作権の認否

コンテンツ生成 AI に対する指示文であるプロンプトは、人間でも読める語句の羅列や、文章の形で作成される。その作成方法は、作成者の意図や利用するコンテンツ生成 AI の仕様等に応じて様々である。プロンプトは、人間による鑑賞を主目的としていない。しかし、著作権法では、コンピュータへの入力を目的としたソースコード等も問題なく著作物と認められている。これらのことを総合的に考慮すると、プロンプトが一定以上の情報量を備えたうえで作成者の個性が表現された内容である場合には、著作権が認められる余地があると考えられる。

上記を前提として、まず、ほんの数語程度で構成され、誰でも考えつくような比較的短いプロンプトには、著作権が認められにくいと考えられる。上記で例示した筆者のプロンプト例についても、この程度の長さであれば、恐らく著作権は認められないだろう。第三者が同等の内容（アイデア）をプロンプト化する際に、必然的に同等程度の内容となる可能性が高く、ありふれているからだ。

他方で、数行以上に及ぶような、作成者の創意工夫を見て取ることの出来るプロンプトには、著作権が認められる可能性が十分にあると考えられる。

以上の補足事項として一点。例えば上記で著作権の発生したプロンプト A が、AI 生成画像 A を取得するためのものだったとする。この場合に、第三者がプロンプト A を画像生成 AI で利用して新たに AI 生成画像 A' を取得した場合、AI 生成画像 A と AI 生成画像 A' の間には、原則的には何の問題も発生しない。しかし、当該第三者によるプロンプト A の複製等については、著作権侵害が認められ得る。

特に本稿が対象としているような、企業に於ける著作物の利用は、私的複製に係る権利制限の対象にはならない。それは、たとえ内部的な利用に留まっていたとしても同様である。この点、注意を要する。

d. プロンプトエンジニアという職種の確立

一部の地域では、「プロンプトエンジニア」という新たな職種が成立しているようである。プロンプトエンジニアとは、文字通り、プロンプトの作成を専門とする職種である。

英語圏では、既に GPT-3 などの文章生成 AI が多くの産業に組み込まれている。メールや記事、広告等、文章の作成に関わる様々な用途で、プロンプトエンジニアが活躍しているようである。

特に米国では、サンフランシスコに本拠を置く AI 公益法人がウェブ上で行なっているプロンプトエンジニアの人材募集では、17.5 万ドルから 33.5 万ドルといった高額な年俵が提示されているという。金額だけを見ても、その注目度は、かなり高いと言えるだろう。

以上のような状況から、プロンプト自体及びプロンプトの生成には、高い経済的価値が認められているとも考えられる。前述のとおり、一定の要件を満たすプロンプトには、それ自体に著作権が認められる可能性がある。それに加えて、公開されているプロンプトを除けば、自らが作成したプロンプトを営業秘密と認識している者も居るであろう。

なお、営業秘密とは、不正競争防止法上では以下の3要件を満たすものである。

- a) 秘密として管理されている（秘密管理性）
- b) 生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報（有用性）
- c) 上記のいずれにも当て嵌まり、且つ公然と知られていないもの（非公知性）

そして、上記要件を満たした営業秘密を窃盗、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得又はその取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為は、不正競争として禁じられている。

以上のことから、不正競争の点でも、第三者による既存のプロンプトの使用には、注意を要すると考えられる。

B (2) 既存の著作物及び著作者並びに商標及び意匠等を参考としてプロンプトに指定しない。

B (2) 1) 概要

利用する画像生成 AI サービスが一体何を学習データに用いているか次第の部分はあるものの、プロンプトに何を入力するかについては、基本的に注意を要する。

特に第三者が権利を有する著作物、商標及び意匠等をプロンプトに指定することは、回避すべきであると考えられる。

また、一部の画像生成 AI サービスでは、AI 生成画像の参考とすべき画像自体を指定することが可能である。しかし、これについても、第三者が権利を有する画像を参考として指定することは、回避すべきである。参考画像が必要な場合であっても、独自に作成したイラストや写真等の利用に留めたほうが適切である。

B (2) 2) 考察

a. AI 学習は著作権法上の権利制限規定の対象

我が国の著作権法では、AI による学習のための著作物の利用は、営利・非営利を問わず基本的に認められている。

本来、著作物をコンピュータに取り込むことは複製にあたり、著作物の複製等には権利者の許諾が必要である。しかし、著作権法第 30 条の 4 の規定により権利が制限され、AI 学習のための利用であれば、権利者の許諾なしでの複製等が可能となっている。

なお、機械学習のための複製に対する権利制限規定は、2009 年の著作権法改正で当時の著作権法第 47 条の 7 として、既に導入されていた。上述の著作権法第 30 条の 4 は、2018 年の著作権法改正で導入され、機械学習での利用も権利者の許諾なく出来ることなどを明確にし、整理・統合したものであると言える。

当該各規定は、以下のとおりである。

(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用) ※傍線は筆者

第三十条の四 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- 一 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合
- 二 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（プログラムの著作物にあつては、当該著作物の電子計算機における実行を除く。）に供する場合

(情報解析のための複製等) ※当時の規定。現存せず。

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、影像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行う

ことを目的とする場合には、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

上記の現行著作権法第 30 条の 4 の規定によれば、我が国は引き続き「機械学習パラダイス」を維持しているとも言えるだろう。しかし、上記傍線部分の但書による権利制限の例外が規定されていることには、留意すべき考えられる。

b. 権利制限規定の適用除外に要注意

著作権法第 30 条の 4 但書では、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には、権利制限が適用除外となる旨を規定している。当該適用除外への該否については、例えば同様の但書を置いている著作権法第 35 条第 1 項等の権利制限規定を参考にすることが出来るだろう。

即ち、当該著作物の当該利用行為によって、現実に当該著作物の市販物の売れ行きが低下したり、将来に於ける当該著作物の潜在的販路を阻害したりすることのないよう、十分留意する必要がある、ということである。なお、著作権法第 35 条第 1 項に基づく利用に関して、授業の過程に於ける著作物の利用が著作権者の利益を不当に害する場合は、無許諾・無償又は無許諾・有償（補償金）で利用出来る範囲を超えているものとして、著作権者の許諾を得ることが求められる。著作権法第 30 条の 4 に基づく利用に関しては、筆者の知る限り、著作権者への補償金制度等の整備もまだ為されていない。この点に於いても、殊更の留意が必要であると考えられる。

c. 著作権者が AI 生成画像による著作権侵害に対して執り得る対応

権利制限規定の適否についての具体的な判断は、最終的に司法の場で下されるものである。当該判断の前提となる基本的な考え方として、上記のような、当該著作物の販売に関する市場と衝突する利用が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当する、という考え方がある。

そして、AI 生成画像の利用者としては、著作権者側が上記前提に基づいて AI 生成画像並びにその作成者及び利用者に対して執り得る対応にも留意する必要がある。

a) AI 生成画像による著作権侵害

(ア) AI 生成画像と著作権者の具体的な作品とを比較し、その特徴的な表現部分が類似している場合で、且つ AI 生成画像が当該具体的な作品に依拠していることが明らかな場合には、著作権侵害が認められるものと考えられる。

(イ) 他方で、AI 生成画像と具体的な作品ではなく著作権者の作風のみが類似している場合には、依拠性の有無を問わず、著作権侵害は認められないと考えられる。

(ウ) 但し、特に以下のような場合には、機械学習への作品の利用行為が「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し、最終的には AI 生成画像に関して著作権侵害が認められる可能性も考えられる。

ア) AI 生成画像の画像生成 AI の機械学習に利用した作品名又は作者名を付記する等し、当該作品又は作者の顧客吸引力へのフリーライドが認められるような場合。

イ) AI 生成画像の画像生成 AI の機械学習に利用した作品が、機械学習での利用を制限する旨のルールを付して公開されている場合。

原則として、インターネット上で公開されている作品を画像生成 AI の機械学習に利用する行為は、自由である。著作権者が当該自由を制限するルールを課すためには、利用者との間で個別に合意し、契約を締結する必要がある。

著作権者がインターネット上の作品に「機械学習での利用を禁じます。」とのルールを一方的に付記して公開していたとしても、当該ルールが直ちに全ての当該作品の利用者に適用されるわけではない。このことは、私有地に「無断駐車お断り！違反者は罰金 5 万円！」のような貼り紙がある場合に、違反者に直ちに当該ルールの全てが適用されるわけではないことと類似している。

しかし、作品の機械学習への利用行為の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」への該否は、当該作品の著作物の種類、性質又は利用の態様等様々な要素を総合的に考慮して判断されるものと思われる。その点では、著作権者が当該作品に「機械学習での利用を禁じます。」との明記を付して公開している場合、上記の総合的

考慮の要素のひとつとなる可能性は、十分に考えられる。また、当該作品に関する「機械学習での利用を禁じます。」との明記が周知のものであった場合や、著作権者が当該明記を無視した画像生成 AI の提供者やその利用者に対するクレームを SNS 等に投稿した場合等に於いては、画像生成 AI の提供者やその利用者に対する非難の炎上に発展する危険性も、十分に考えられる。

d. 米国に於ける、画像生成 AI が活用する公開データベース等を巡る紛争にも注視

国外での事案ではあるが、画像生成 AI が活用する公開データベース等を巡る紛争が発生している点も、AI 生成画像の利用者としては注視すべきである。

Midjourney、Stable Diffusion、及び DreamUp の 3 つの代表的な画像生成 AI では、公開データベース「LAION-5B」を活用している。LAION-5B は、インターネット上に公開されている 50 億点以上のアーティスト作品の画像データをインデックス化したものであるという。そして、米国では、一部のアーティストにより、LAION-5B に関する紛争が発生している。

当該紛争の争点は、以下の 3 点に要約出来るようである。

a) アーティストが著作権で保護された自己の作品を LAION-5B のデータベースに含めることに同意していないこと

b) 画像生成 AI の提供企業が、その利用に対して料金を徴収した場合ですらアーティストたちには何らの報酬も支払われていないこと

c) AI の作成した画像にアーティストらの作品が用いられた場合もそのことが明記されていないこと

当該紛争の行方は、今後注視すべきであろう。その行方次第では、画像生成 AI が学習に利用し得る作品の著作権者の動向を世界的に左右する可能性もある。

e. 商標及び意匠等の AI 生成画像上への出現について

まず、これについては、具体的な事案の発見には至っていないわけではない。しかし、理論上、利用する画像生成 AI サービスが用いている学習データ次第では、企業、サービス等の名称、若しくは周知の意匠の名称又はそれらの画像等をプロンプトに指定した場合、それらがそのまま又は一部形を変えて、AI 生成画像上に出現する懸念が拭えない。

勿論、当該出現を含んだ AI 生成画像の利用が直ちにそれらの商標的使用等に該当し、権利侵害が認められるとは限らない。しかし、紛争化リスクや無用な対応コストの発生を最小化するためにも、第三者が権利を有する商標及び意匠等についても、プロンプトに指定することは、回避すべきであると考えられる。

B (3) プロンプトの入力並びに AI 生成画像の選定及び改変結果の記録を日時を付して保存する。

B (3) 1) 概要

AI 生成画像の生成と利用によって第三者の著作権等の侵害を発生させる意図（故意）がなかった旨を証明出来るようにするため、プロンプトの入力並びに AI 生成画像の選定及び改変結果の記録を日時を付して保存しておく。

上記証明により、侵害に対する損害賠償責任の回避可能性を上げることが出来ると考えられる。

B (3) 2) 考察

以下の 3 点の各画面のキャプチャ等に日時を付して保存しておけば、多くの場合に於いて十分であると考えられる。なお、いずれのキャプチャ等に関しても、著作権を含む一切の知的財産権が原則的に「早い者勝ち」である性質を踏まえ、日時の付記は必須であると考えられる。

a. 画像生成 AI でのプロンプトの入力完了画面

プロンプトの中で、既存の著作物及び著作者並びに商標及び意匠等を参考として指定していない旨を示す証拠を保全する。これにより、その後の AI 生成画像の利用に際して万一侵害の可能性が発生した際にも、少なくとも故意は無かった旨を証明出来るようにしておく。

b. 画像生成 AI で出力された画像のうち選定したものの、そのままの画面

画像生成 AI での生成画像のうち、利用に向けて選定したのものについて、そのままの状態のキャプチャ等を保全する。これにより、その後の AI 生成画像の利用に際して万一侵害の可能性が発生した際にも、当該侵害箇所がど

の時点でどのように発生したものであるかを特定し、責任分界点を明確化することが可能となる。

c. 選定した画像の改変結果（最終的に利用する AI 生成画像）の画面

選定した画像の全部又は一部を改変し、最終的に利用する AI 生成画像の画面のキャプチャ等を保全しておく。次項にて、当該 AI 生成画像の類似画像調査等も実施する前提ではあるが、最終的に利用する AI 生成画像の完成と当該調査等のタイムラグも考慮し、この段階で保存しておく。

なお、本稿では、別のツールを用いて、AI 生成画像に油彩画のような質感の変更を施した。その結果は、図表 04 のとおりである。

当該質感変更自体の著作権の認否は、正直不明である。細部の調整には少々時間を要した。そのうえで、少なくとも当該質感変更の時点で、世界に唯一無二の画像を生成出来たとは思っている。しかし、額に汗の唯一無二が必ずしも著作権を発生させるわけではない。

B (4) 最終的に利用する AI 生成画像を類似画像検索によりインターネット上での調査を実施し、類似する先行著作物が見当たらなかった旨を示す調査結果の記録も日時を付して保存する。

B (4) 1) 概要

AI 生成画像の生成と利用によって第三者の著作権等の侵害に繋がる過失が無かった旨、即ち調査義務を果たしていた旨を証明出来るようにするため、選定及び改変を経た、最終的に利用する AI 生成画像の類似画像調査を実施し、当該調査結果の記録も日時を付して保存しておく。その結果は、例えば以下の図表 05 のようになるだろう。

B (4) 2) 考察

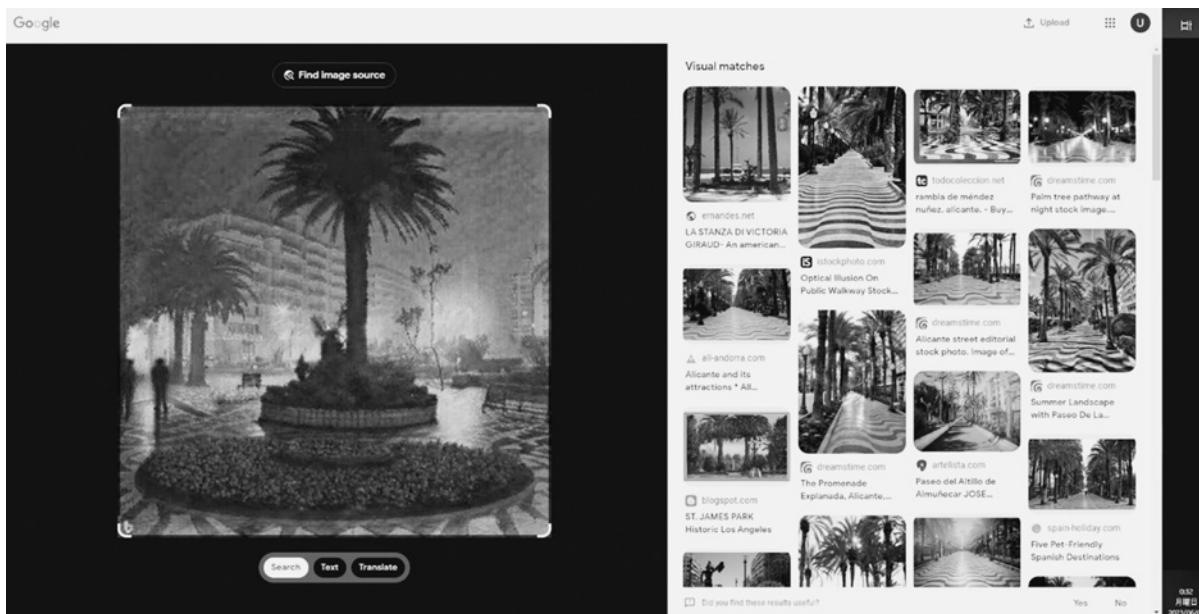
a. 画像検索結果の確認と検討等

AI 生成画像によっては、画像検索結果の 1 ページ目から、強い類似の印象を抱かせる画像が多数ヒットすることもあり得る。そのような場合には、検索結果を複数ページ参照し、より慎重に確認することが必要となる。又はその時点で、特にそれ以上の確認や検討を経ることなく、AI 生成画像の選定又は作成をやり直すほうが経済合理性が高い、という判断も十分にあり得る。

なお、筆者による AI 生成画像のプロンプトには、実在する地名以外には、特に固有名詞等を意図的に含まないようにした。そのため凡庸ではあるが、逆に第三者の既存作品に類似したり、第三者の権利を侵害する可能性は、もともと低減出来ていたと考えられる。案の定、類似画像検索に於いて、強い類似の印象を抱かせる画像のヒット



図表 04 AI 生成画像「Levallois-Perret」1 点選択 & 質感変更



図表 05 AI 生成画像「Levallois-Perret」1 点選択 & 質感変更 & 調査

は無かった。以上のことから、筆者による AI 生成画像は、利用した画像生成 AI の利用規約の定められた範囲内であれば、どのように利用しても問題ないものであると考えられる。

b. 調査義務を果たす

画像生成 AI の利用者が、上記のポリシーに従って既存の著作物及び著作者並びに商標及び意匠等を参考としてプロンプトに指定することを回避し、且つ、画像生成 AI の学習データ自体を見たことがない状況であるとする。この場合に於いて、結果として AI 生成画像に何らかの権利侵害が含まれたとしても、その責任を問われる筋合いはない、という考え方もあるであろう。筆者も正直、気持ちの面ではそのように言い放ちたい。

しかし『パンシロントリム事件』では、上記の考え方に反する判決が下されている。即ち、デザイン発注元もまた、デザイン発注先により納品されたデザインが第三者の著作権を侵害しないよう自ら調査等する注意義務を負い、且つ当該デザインに第三者の使用許諾が必要な場合は、当該許諾を得るよう指揮・監督すべき義務がある旨が判示されているのである。

このことに対処すべく、画像生成 AI の利用者は、利用する画像生成 AI が第三者の著作権等を侵害しないよう、上記のとおりプロンプトの指定にも留意しつつ、最終的に利用する AI 生成画像に関して合理的に可能な範囲での類似調査を行ない、注意義務を果たしておく必要があるものと考えられる。

B (5) 第三者から権利侵害の警告が為された場合には、当該警告の内容を確認する。確認の結果、当該警告がデータラメである場合を除き、上記 B (1) 乃至 B(4) の努力にも拘らず、偶然類似してしまった可能性がある旨の警告を受領したが、自社に故意も過失も無い旨を説明のうえ、迅速に別の画像等に差し替える等の対応を行ない、最速での事態収拾を図る。

B (5) 1) 概要

第三者から権利侵害の警告を受け、当該警告が後述するデータラメに該当する場合を除き、自社に侵害の意図（故意）も過失も無い旨を説明のうえで、迅速な差し替え対応等を行なうことが最も合理的であると考えられる。

上記対応により、侵害に対する損害賠償責任の回避可能性を上げることが出来ると考えられる。

B (5) 2) 考察

a. 受領届（一次回答）の返送により確認時間を稼ぐ

通常、警告書には回答期限が定められている。相場観としては、「当該警告書の受領後 14 日以内に回答されたし」のようなものが多い印象である。

しかし、警告には判断の難しいものが少なくない。14 日以内に明確な回答を用意出来ることなどは、寧ろ稀ではないか。

そのため、多くの場合に於いて、「社内で警告内容を確認しているのに、もう少々時間頂きたい」等の受領届（一次回答）を、上記期限ギリギリに返送するのが定石となっている。

b. 警告内容を確認する

自己の知的財産権を侵害していると思われる者に対して警告を行なう場合、当該侵害の立証責任は、当該権利者に課せられている。そのため、通常は、警告書が弁護士名で送付されたり、弁理士の侵害鑑定書を同封して送付されることと思われる。しかし、それらの侵害鑑定等が見当たらず、単に「侵害に決まっている」という警告元の妄想に基づく主張が雑然と羅列されているだけの「警告」（以下「デタラメ」という。）も存在する。筆者もこれまでに、こうしたデタラメを少なからず受領してきた。そして、こうしたデタラメに対しては、毅然とした対応が必要だと考えている。

なお、どれだけデタラメに見える警告であったとしても、善管注意義務の観点からは、無視して放置することは回避すべきである。この場合の最低限の対応としては例えば、デタラメの内容に照らして対象の AI 生成画像を顧問弁護士も交えて確認したものの、主張の根拠が判然とせず、より詳細に文書で提示頂きたい旨を、顧問弁護士名で回答する等の対応が考えられるだろう。

c. 警告がデタラメに該当しない場合の対応

デタラメに該当しない警告が届いた場合に於いては、本稿では、以下の対応をお勧めしたい。

即ち、迅速に、以下の所定の説明を行なったうえで対象の AI 生成画像を差し替えることとし、その旨を回答することにより、最速での事態収拾を図ることである。当該事態収拾こそが、本稿の趣旨である、AI 生成画像の有効活用とそれによる費用対効果の最大化を目指すうえでの合理的対応であると考えている。以下には、このような場合の回答書に記載する項目の例を記載する。

- a) 警告を受領し、その内容と対象の AI 生成画像の確認を行なった旨
- b) 自社で利用する AI 生成画像は、生成の際に必ず以下の各ポリシーを厳守している旨 ※ 1
 - (ア) 第三者による既存のプロンプトをそのまま使用しない。
 - (イ) 既存の著作物及び著作者並びに商標及び意匠等を参考としてプロンプトに指定しない。
 - (ウ) プロンプトの入力並びに AI 生成画像の選定及び改変結果の記録を日時を付して保存する。
 - (エ) 最終的に利用する AI 生成画像を類似画像検索によりインターネット上での調査を実施し、類似する先行著作物が見当たらなかった旨を示す調査結果の記録も日時を付して保存する。
- c) 対象の AI 生成画像が以上のポリシー遵守結果生成されたものであることから、その全部又は一部に著作権侵害は認められないものと考えているが、万一認められるような場合であっても、自社に当該侵害に係る故意又は過失は無いと考えている旨
- d) 上記に拘わらず、自社が警告元との紛争を望まないことを前提として諸要素を勘案し、対象の AI 生成画像の利用を速やかに中止して別の AI 生成画像等に差し替える意向がある旨、又は当該差し替えを完了した旨 ※ 2

※ 1 筆者としては、この段階で実際の記録・証跡（キャプチャ画像等）まで添付する必要はないと考えている。

警告元から特に要求があった場合に、初めて検討すべきであろう。

※ 2 具体的な予定日又は完了日の付記があると望ましいように思われる。

なお、本稿の執筆完了寸前（2023 年 6 月上旬）になって、本試案と同趣旨のポリシーを公開している以下の事案を発見したため、追記しておく。

その概要は、以下のとおりである。

- [株式会社 NineGates 『画像生成 AI に関するポリシー』より筆者が抜粋し要約]
- ・ AI で生成された画像に関する著作権について
AI で生成したすべての画像について、プロンプトの履歴や自動生成された画像に加筆・修正をした履歴を残すことで創作的寄与があったことの証明としている旨
 - ・ AI で生成された画像の商用利用について
stable diffusion のみを使用し、同サービスの利用規約に基づく利用と権利主張を行なう方針である旨
 - ・ 画像生成 AI の生成・利用行為が他者の権利（著作権等）を侵害しないか

以下の行為を禁止し、証拠としてプロンプトの履歴を記録している旨

- ・特定の作家の名称をプロンプトに入れる行為
- ・著作権のある元画像を img2img する行為
- ・法令、規範の遵守と見直し

画像生成 AI に関して適用される法令等を遵守するとともに、本ポリシーの内容を適宜見直し、その改善に努める旨

上記ポリシーは、本試案に比してより簡潔な内容である。しかし、基本的な考え方については、本試案と少なからず共通しているとの印象を受けた。

ともあれ、上記警告への対応に際して、上記ポリシーのように、予め自社の AI 生成画像利用ポリシーの主要な一部（対外的に宣言可能な部分に限る）を公開しておき、当該公開ポリシーを引用しながら回答する方法も一案であろう。

C. 第三者による無断利用等への対抗措置に関して

C (1) AI 生成画像に合理的な範囲で何らかの改変を施したうえで利用する。

C (1) 1) 概要

前述のとおり、AI 生成画像を利用する際には、合理的な範囲で何らかの改変を施し、且つその記録を日時を付して保存したうえで利用すべきである。

C (1) 2) 考察

a. AI 生成画像自体の著作権の認否に関して

筆者は、AI 生成画像自体には原則として著作権は発生しないし、また発生させるべきではないと考えている。しかし、我が国も含め、その認識は不揃いのものであり、多くの論点が存在する。以下に、現時点での筆者の考えを記載する。拡散してしまうが、第三者による無断利用等への対抗措置に際して AI 生成画像に合理的な範囲で何らかの改変を施したうえで利用することを提唱する根拠たる事項であるため、何卒ご容赦頂きたい。

a) 日本国内

(ア) 原則の確認

まず、我が国の著作権法は、人の思想又は感情の創作的表現を保護するという体系で構築されている。著作物は人格の流出物と捉えられ、人格的要素が重視されている。AI は、現行法上、「人間」とは解されない。そのため、利用者（人間）から独立した AI 自体が著作者に該当することはない。そこで、問題は、AI が作り出した「創作物」について、当該 AI の背後に居る利用者たる人間を当該「創作物」の著作者と認めることが相当であるか否かである。

著作者とは、創作的な表現に実質的に関与した者である。

逆に、著作者に該当しない者は、以下図表 06 の、創作に該当しない行為のみを行なった者、ということが出来る。

そして筆者には、上記図表の傍線部分が画像生成 AI を利用するプロンプターの一連の行為とぴったり符合しているようにも思える。いかがだろうか。

(イ) 写真撮影による写真と画像生成 AI による AI 生成画像との比較

筆者は兼ねてより、画像生成 AI の利用によって AI 生成画像を得る行為が、カメラの利用（撮影）によって写真を得る行為と多くの点で類似していると感じている。

当該両行為について、筆者の思いつく限りに於いて、以下図表 07 にて対比した。

現状、写真の多くは著作権の対象となり、AI 生成画像は基本的に著作権の対象とならない。

その違いの原因があるとなれば、恐らく上記図表 07 の Where の部分と What & How - i 及び ii の部分であろう。

まず、写真のほうは遥かに、物理的・情動的制約が厳しい。そして当該制約と連動して、撮影者のアイディア自体にも一定の制約があるだろう。基本的には、写真家が撮影現場を目視確認しながら、当該アイディアをそのまま又は適宜修正して表現していく。勿論、撮影した結果が偶然に当該アイディアを凌駕・逸脱する事案が無いとは言わない。しかし、当該逸脱・凌駕の範囲や比重は、基本的には大きくはないものと思われる。

他方で、AI 生成画像のほうは、物理的・情動的制約が緩い。プロンプトとして入力可能なアイディアであれば

創作に該当しない行為	具体例
表現の前段階での関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創作の動機付けを与えただけ ・ 創作を依頼しただけ ・ 創作の指示を出しただけ ・ 創作に係るヒントを提供しただけ
表現の中での非創作的部分への関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作者の指示の下で手足となって労力を提供しただけ
表現の外の周辺部分の関与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創作に係る資金や情報を提供しただけ

『AIの法律と論点』福岡真之介（著）P039より再構成。傍線は筆者。

図表 06 創作に該当しない行為

5W1H	写真の著作物	AI生成画像	備考等
Why: なぜ	目的に即した写真を得るために	目的に即したAI生成画像を得るために	
When: いつ	撮影可能な任意の時に	生成可能な任意の時に	
Where: どこで	被写体のある撮影現場に赴いて	画像生成AIを利用可能な情報端末（PC等）に對峙して	
Who: 誰が	写真家が	画像生成AIの利用者（プロンプター自身の場合もあり）が	
What&How: 何をどうする	i <ul style="list-style-type: none"> ・ 被写体の組み合わせ ・ 配置、構図 ・ カメラアングル ・ 光線・陰影 ・ 背景 等の各要素を調整する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質 ・ 作風 ・ 環境 ・ 主体 ・ (ある場合) その他パラメータ 等の各要素をプロンプトに入力する 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真の場合は、左記の各要素の組み合わせにより、その成果物である写真に創作性が認められるようになる ・ AI生成画像の場合は、本稿での考察のとおりである ・ なお、プロンプト自体は、その内容により、AI生成画像とは別途創作性が認められ得る
	ii シャッターを切り、（通常は何枚も）撮影する	生成ボタンを押下し、（通常は1度に4枚程度の、望めばその分だけ大量の）AI生成画像が生成される	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真の場合は、撮影現場、被写体及び撮影者の状況（疲労を含む）による制約がある ・ AI生成画像の場合は、情報端末の電源及びインターネット回線等に関する制約がある場合を除き、疲労することなく即時且つ大量に生成し続けることが可能
	iii <ul style="list-style-type: none"> ・ 撮影した写真の中から目的に即したものを選定する ・ 必要な場合は、適宜レタッチを行なう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生成されたAI生成画像の中から目的に即したものを選定する ・ 必要な場合は、適宜加筆修正等を行なう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の中から選定すること自体に直接的に創作性が認められることは無い（但し、カラージュ作品に関しては別途議論が必要） ・ 写真に於いては、左記で選定されたか否かと当該写真の著作権の存否は必ずしも連動しない ・ レタッチ及び加筆修正部分については、その内容次第で、別途創作性が認められ得る

図表 07 写真の著作物と AI 生成画像の対比

理論上は何でも表現し得る。これに加えて、画像生成 AI によるアイデア補完の比重も小さくない。即ち、画像生成 AI の仕様により、必ずしもプロンプトに書かれていない要素も多分に補完され表現されることで、AI 生成画像が成立する。この結果、画像生成 AI については、多くの場合に於いて、利用者のアイデアを凌駕・逸脱したものが生成されていると言えるのではないかと。以上を踏まえると、画像生成 AI の利用者が AI 生成画像自体の創作的な表現に実質的に関与したとは言いがたく、AI 生成画像自体は著作権の対象とはならない、との考え方には、筆者は一定の納得感を覚えている。

また、少々視点をずらすと、以下のような考察も有り得る。

甲さんという人が乙さんというカメラマンに写真撮影を委託し、撮影指示書を提出したとしよう。当該指示書は、独創的で良く纏まっており、著作物と呼んで差し支えの無い、個性のあるものだった。しかし、当該指示書に基づいて乙さんが撮影した写真に関して、指示を与えた甲さんが著作権を原始取得するかという、そのような結論にはならない。この場合、当該写真に対する著作権を取得するのは、著作権譲渡に関する別段の契約でも存在しない限りは、撮影者である乙さんである。

画像生成 AI の利用は、上記の乙さんが人間のカメラマンではなく、機械である AI だという場合であると言うことが出来る。

即ち、甲さんという人が丙という画像生成 AI に AI 生成画像の生成を指示し、当該指示の内容としてプロンプトを入力した。当該プロンプトは、独創的で良く纏まっており、著作物と呼んで差し支えの無い、個性のあるものだった。しかし、当該プロンプトに基づいて丙が生成した AI 生成画像に関して、指示を与えた甲さんが著作権を原始取得するので良いのか、ということである。

AI 生成画像を作り出した画像生成 AI（丙）は人間ではないことから、丙は著作権を取得しない。しかし、丙が AI 生成画像の著作権を取得しないからといって、単に指示を与えたに過ぎない甲さんに AI 生成画像の著作権を取得させるとするとどうだろうか。上記の写真撮影事案で人間のカメラマンに指示を与えた場合と比較して、甲さんへの優遇は過剰なものに思えるが、いかがだろうか。

(ウ) AI 生成画像自体に著作権を認めた場合に想定される問題

筆者個人としては、以下の問題の発生を想定出来るため、AI 生成画像自体には著作権を認めるべきではないと考えている。

勿論、人間による AI 生成画像への全部又は一部の改変があれば、当該改変部分に関しては、その内容により、著作権を認めても良いであろう。AI 生成画像の利用者が、当該 AI 生成画像に関して第三者による侵害への警告等の権利主張を行なう場合も、当該改変部分ありきで検討することとなる。

又は、別視点の発想として、AI 生成画像自体に著作権を取得したい場合は、文化庁又はその指定機関に申請し、有償で登録を受ける、というアイデアもある。市場のバランスの観点からは、良いアイデアであると思う。ただ、現行法上、登録は著作権の発生要件ではない。現行のプログラム著作物登録等とは、その主旨も目的も異なる。実現するためには、些細なものではない制度改正が必要であろう。

因みに筆者個人は兼ねてより、著作権については、原則数年程度の保護期間とし、著作権者が特に存続を希望するものについては、有償の登録制（商標のように半永久的に更新可能）に変更すべきであると考えてきた。条約等との関係もあることから、当該変更は困難であろうが、本稿では紙面の都合もあるため、機会を改めて考察したい。

閑話休題。上記の想定「問題」を以下に記載する。

上記図表 07 の一部にも記載したが、画像生成 AI は、AI 生成画像の生成に際して疲労することがない。理論上は、画像サイズを任意で指定すれば、当該サイズの範疇で想像し得るあらゆる画像を生成し尽くすことも可能である。

以上を前提として、生成した全ての AI 生成画像をインターネット上に公開したとすると、どうなるだろうか。

新たな画像の作成に際して、インターネットを通じてごく一部でも参考材料を検索した事実があるだけで、人間、画像生成 AI とともに、先行する AI 生成画像への類似性及び依拠性の両方を満たし、著作権侵害となり得る。極論すれば、誰も新たな画像を作成出来ない世界にもなり得る。

このことは、寧ろ著作権法の目的である「文化の発展」に真向から反し、社会秩序を破壊し得るものであると言えないだろうか。

b) 国外の状況 1：米国

紙面の都合もあり多くはないが、一部諸外国へも目を向けておきたい。

まず、米国著作権局は、連邦官報に掲載したガイダンス文書の中で、テキスト（プロンプト）を画像生成 AI に与えることによって出力された画像は、米国では著作権で保護されないと規定している。現在の画像生成 AI は「プロンプターが何を描きたいかを特定するが、当該指示がどのように出力に反映されるかはマシン（画像生成 AI）が決定する。」と記されている。このことについて、以下のような例示が為されている。

(ア) 利用者が文章生成 AI に「ウィリアム・シェイクスピアの作風で著作権法に関する詩を書く」ように指示した場合、当該文章生成 AI は、詩として認識出来、著作権について言及し、且つシェイクスピアの作風に似たテキストを生成することが期待出来る。

(イ) しかし、韻を踏むパターン、各行の単語、及びテキストの構造は、AI テクノロジーによって決定される。

(ウ) AI テクノロジーが当該出力の表現要素を決定する場合、生成される素材は、人間の著作物ではない。

なお、当該官報では上記に加え、別の訴訟では、著作権法では作者の「子供」、「未亡人」、「孫」に言及しており、猿がカメラで撮影した写真の著作権を登録することは出来ないと判示した旨、及び（飽くまでも著作者は）人間であることが求められ、動物は（著作者から）必然的に除外される旨が付記されている。ここで言う動物は、「人間以外のもの」と読んでも差し支えないだろう。そして、勿論マシン（画像生成 AI）も人間以外のものに該当する。

筆者としては、以上の米国の判断には、一定の納得感を覚えている。

c) 国外の状況 2：英国

転じて英国では、英国著作権法（原題は『Copyright, Designs and Patents Act 1988』）178 条にて、人間の著作者が存在しない状況においてコンピュータにより生成される「著作物」を真正面から認めている。そして、この場合の著作者は、「著作物の創作に必要な手筈を引き受ける者」とされている。同法に於いては「AI」との明記は見当たらないが、AI 生成画像等も、コンピュータにより生成される著作物に当然に含まれるであろう。

他方で「著作物の創作に必要な手筈を引き受ける者」に該当する者の範囲は、かなり曖昧な印象である。今後、紛争の温床ともなるかもしれない。しかしいずれにせよ、画像生成 AI の利用に際してプロンプトを入力する者については、恐らく含まれるであろう。

このコンピュータにより生成される著作物の権利については、以下の点が他の著作物とは異なっている。

(ア) 著作者又は監督として確認される権利が認められない。

(イ) 著作物を傷つける取扱に反対する権利が認められない。

(ウ) 著作権は、著作物が生成された暦年の終わりから 50 年の期間の終わりに消滅する。

上記 (ア) 及び (イ) は、所謂著作者人格権についてのものである。コンピュータにより生成される著作物については、これらの著作者人格権の対象から除外されている。(ウ) は、英国でも、我が国と同じく著作者が死亡する暦年の終わりから 70 年の期間の終わりに消滅することが規定されているところ、一定の配慮が働き、コンピュータにより生成される著作物の保護期間を短縮しているようである。我が国に於ける法人その他団体の著作物に係る保護期間の規定とも類似している（但し、公表時起算ではなく生成时起算である）。団体名義の著作物と同じく、コンピュータにより生成される著作物については、その著作者の死亡を認定出来ないことによるものであろう。

ともあれ、英国では、AI 生成画像に等しく著作権が発生するようである。英国が上記の「誰も新たな画像を作成出来ない世界」問題をどのように考えているのか、いずれ機会を改めて、何らかの形で検証してみたい。

d) AI 生成画像の利用に際し、著作権が認められる場合と認められない場合（日本国内）

以上の諸々を踏まえ、再度我が国に視点を戻し、AI 生成画像の利用に際し、著作権が認められる場合と認められない場合について、以下図表 08 のとおり対比を行なった。筆者が現時点で思いつく限りを記載したが、いかがだろうか。なお、コラージュに関しては、画像生成 AI による生成画像のコラージュ作品を作成するよりも、楽曲生成 AI による楽曲の断片を繋ぎ合わせて新たな「コラージュ」楽曲を作成するほうが、人間の鑑賞者がより楽しめる作品に近づくことが比較的容易であるかもしれない。

C (2) 第三者による AI 生成画像の無断使用を発見した場合、通常の著作権侵害への対抗措置と同様の措置を執る。

C (2) 1) 概要

まず、無断使用の差止及び謝罪文の掲載を求める。

万一、警告先が対応しない等、不十分な場合には、損害賠償請求、不当利得返還請求及び刑事上の救済を段階的に求めることとなる。

C (2) 2) 考察

a. 通知書（警告書）の送付について

第三者による AI 生成画像の無断使用は、当該第三者の提供サービス内又は誌面等の媒体上でそのまま又は一部改変して為されるものと想定される。

これを発見した場合、基本的には、例えば以下のような項目を網羅した通知書（警告書）を当該第三者に送付し、まずは速やかな当該無断使用の差止と名誉回復措置の実施を求めることが考えられる。

	著作権が認められる場合	著作権が認められない場合
AI生成画像そのままの作品	(該当なし)	×
AI生成画像の全部又は一部を改変した作品	○ 当該改変の程度が創作性を発揮していると評価出来るレベルに達している場合 オブジェクトやキャラクターの書き足し等、手法は様々考えられる※	×
AI生成画像のコラージュ作品	○ AI生成画像を素材として切り貼りし、創作性のある別の作品を形成したコラージュ	×
AI生成画像の作品集	○ AI生成画像を人間が独自の基準で選定し配列した作品集※	×

※最終的な作品から、当該作品を構成する（個々の）AI生成画像部分のみを取り出して利用した場合は、著作権侵害とはならない。

図表 08 AI生成物の利用に際する著作権の認否

- a) 警告先の提供する『(サービス等名称)』の●●(ページ数等所在)に、自社が権利を保有する画像 X がそのまま/一部改変して使用されていると認められる旨
- b) 画像 X を添付/別送するので、速やかな確認を願う旨
- c) 自社としては、警告先に画像 X の使用を許諾したことはなく、警告先が自社の著作権を侵害していることは明白である旨
- d) 当該著作権侵害を即刻停止し、且つ上記サービス等内及び警告先の公式ウェブサイトのニュース欄等に、当該著作権侵害に関する謝罪文を掲載して欲しい旨
- e) 本通知書の発送日から●日以内に上記 d) の対応を自社が確認出来ない場合は、やむを得ず法的手続に移行する可能性がある旨

b. 損害賠償請求等

本稿では、前提として、AI生成画像はコストを合理的に低減した背景画像等であることを想定している。そのため、第三者によるAI生成画像の無断使用に対して、自社の責任と費用負担で損害(賠償請求)や不当利得(返還請求)を求めにいく、という状況は、あまり想定していない。

しかし、警告先が一切反応しなかったり、デタラメも含めて反撃してきたり、といった事態も発生しないとは限らない。このような事態に際しては、その許せなさに応じて、通常の著作権侵害への対抗措置と同じく、損害賠償請求、不当利得返還請求及び刑事上の救済を段階的に求めることも考えられる。

5. 謝辞 (Acknowledgements)

本稿の寄稿は、有り難い偶然が重なったことで思いがけず実現した。日本弁理士会の機関誌たる『月刊PATENT』誌に於いては、筆者は場違いな外様である。しかし、今回の特集テーマが「ゲームの知財」とのことで、読者の皆様に、画像生成 AI のような新興領域に対するゲーム事業者サイドの思考回路の一端をお見せし、何某かの検討材料や付加価値をご提供出来たらと考え、筆を執らせて頂いた。是非とも本試案に関して、読者・識者の皆様の忌憚なき講評や、改善提案等を頂けたらと願っている。以下に、筆者の連絡先 (SNS) を記載する。

- ・ Facebook : <https://www.facebook.com/takahashiyurika.official/>
- ・ Twitter : <https://twitter.com/takahashiyurika>
- ・ Linkedin : <https://www.linkedin.com/in/takahashiyurika/>

本稿の寄稿をお取次頂いた第3事業部広報室の皆様をはじめとする日本弁理士会の皆様には、この貴重な機会を頂けたことに心より感謝を申し上げたい。

6. 参考文献 (References)

- ・ AI の進化とともに需要が高まる「プロンプトエンジニア」とは
<https://digital-shift.jp/ai/221122>
- ・ Copyright Registration Guidance: Works Containing Material Generated by Artificial Intelligence
<https://www.federalregister.gov/documents/2023/03/16/2023-05321/copyright-registration-guidance-works-containing-material-generated-by-artificial-intelligence>
- ・ Copyright, Designs and Patents Act 1988
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/957583/Copyright-designs-and-patents-act-1988.pdf
- ・ Midjourney 『Terms of Service』 Version Effective Date: Feb 10, 2023
<https://docs.midjourney.com/docs/terms-of-service>
- ・ 英国著作権法
<https://www.cric.or.jp/db/world/england/england2.pdf>
- ・ 【画像生成 AI】 無料の 3 種を比較してみた | プロンプトは ChatGPT で作成
<https://coosy.co.jp/blog/img-generation-ai-compare/>
- ・ 株式会社 NineGates 『画像生成 AI に関するポリシー』
<https://syouhaimaitii.com/illustai/>
- ・ 人工知能法務研究会（編）『AI ビジネスの法律実務』 ISBN13：9784817844422
- ・ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048>
- ・ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム 『改正著作権法第 35 条運用指針（令和 2（2020）年度版）』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/pdf/92223601_11.pdf
- ・ 福岡真之介（著）『AI の法律と論点』 ISBN13：9784785726102
- ・ 平成九年（ワ）第三八〇五号 著作権に基づく侵害差止等請求事件（パンシロントリム事件）
https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/682/013682_hanrei.pdf
- ・ 文化庁著作権課『デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第 30 条の 4、第 47 条の 4 及び第 47 条の 5 関係）』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf
- ・ 「無断駐車罰金 5 万円」貼り紙の効力
https://kobe-minatogawa.jp/pages/55/detail=1/b_id=288/r_id=34/

7. 図表のキャプション (Figures and table captions)

- ・ 図表 01：AI 生成画像「Levallois-Perret」4 点生成
- ・ 図表 02：AI 生成画像「Levallois-Perret」1 点選択
- ・ 図表 03：着想元写真「Levallois-Perret」
- ・ 図表 04：AI 生成画像「Levallois-Perret」1 点選択&質感変更
- ・ 図表 05：AI 生成画像「Levallois-Perret」1 点選択&質感変更&調査
- ・ 図表 06：創作に該当しない行為
- ・ 図表 07：写真の著作物と AI 生成画像の対比
- ・ 図表 08：AI 生成物の利用に際する著作権の認否

以上
(原稿受領 2023.6.13)